

日台民間租税取決めの実施に係る国

内法の整備について

(担当：宮間)

平成 28 年度の税制改正法案が 3 月 29 日の参議院本会議で可決・成立し 4 月 1 日から施行されました。平成 28 年度の税制改正は、法人税の実効税率の引下げと、消費税の軽減税率の導入をメインとしながら、近年高まっている国際的な税制の整備という面からも改正が行われ、その 1 つとして、日台間の健全な投資と経済交流の促進を目的として、新たに日台間の租税の取扱いに関する国内法が成立しました。

<制度概要>

日本と台湾には政府間の正式な国交がありません。したがって、国と国との約束事である租税条約（二重課税の排除などを目的とした国家間での取決め）を締結することはできません。

そこで、平成 27 年 11 月 26 日に両国の民間レベルで、二重課税の回避や脱税防止など、租税条約に相当する内容を盛り込んだ「日台民間租税取決め」の署名が行われ、この民間レベルでの取決めを日本国内で有効にするための国内法が平成 28 年度の税制改正で整備されました。

(主な項目の抜粋)

事業所得	台湾居住者の事業所得のうち、日本国内の事業所得に帰属しないものは非課税
投資所得	台湾居住者が支払いをうける配当・利子・使用料に対する税率を以下の通り軽減 ・配当：10% ・利子：10% (※) (※)台湾政府等が支払いを受けるとは免税 ・使用料：10%
短期滞在者免税	台湾居住者が支払いを受ける一定の給与について、短期滞在者に該当する場合は非課税

<適用時期>

日台民間租税取決めでは、効力発生のために国内で必要となる手続きが完了したことを書面により相互に通知することとされ、双方の書面のうちいずれか遅い方が受領された日が、同取決めの効力発生日とされています。

日本	課税年度に基づいて課税される租税	取決めの効力発生年の翌年 1 月 1 日以後に開始する課税年度の租税から適用
	課税年度に基づかないで課税される租税	取決めの効力発生年の翌年 1 月 1 日以後に課される租税から適用
台湾	源泉徴収される租税	取決めの効力発生年の翌年 1 月 1 日以後に支払われる所得から適用
	源泉徴収されない所得に対する租税	取決めの効力発生年の翌年 1 月 1 日以後に開始する課税年度の所得から適用
情報交換条項	取決めの効力発生年の翌年 1 月 1 日以後に開始する課税年度の租税、又は、同日以後に課される租税に関する情報から適用	

日本では、平成 28 年度の税制改正法案の成立により必要な手続きが完了したことになるため、台湾において国内法の整備等の手続きが完了した翌年 1 月 1 日以後の適用開始となりますが、平成 29 年 1 月 1 日からの適用開始となるのではないかとされています。

<おわりに>

上記の通り、適用開始時期は台湾での国内法の成立に委ねられているため厳密には未定ということになりますが、平成 29 年 1 月 1 日からの適用開始を見据えて、今から適用開始後の取扱いと影響について事前に検討しておくべきと思われます。現時点で台湾の現地法人や現地の個人と取引がある方はもちろん、今後、取引を予定されている方についても制度概要のご理解とご検討をお願い致します。